

フロンティア事業採択事業者に対する追加交付について ～有望市場に挑む建設企業への更なるアシスト～

国土交通省では、建設企業が、連携の強化を図り、技能者等を新規に雇用することにより、維持管理、エコ建築、耐震、リフォーム等の成長が見込まれる市場の開拓を図る事業を支援する「建設企業の連携によるフロンティア事業（以下「フロンティア事業」という。）」をより効果的に進めるため、採択事業者の中で、特に事業の熟度が高く、当初の事業計画以上に成果が上がり、他への波及効果が高いと見込まれる連携体について、その活動を支援することを目的に助成金の追加交付を実施します。

今回、添付の募集要領により、採択事業者の中から、追加助成対象事業者の募集を実施しますのでお知らせします。

【追加助成の概要】

1. 追加助成対象者（応募主体）

①フロンティア事業に採択された事業者のうち、助成金追加交付の応募申請時点（平成24年1月12日～1月20日）でフロンティア事業を実施していること。

②フロンティア事業を平成24年度（最長で平成24年12月末）まで実施する予定であること。

※上限は30連携体までを想定

2. 追加助成額

定額（上限は500万円）

3. 公募期間

平成24年1月12日（木）～1月20日（金）（※当日必着）

4. 提出先

事業管理者の所在地を所轄する地方整備局等

*「フロンティア事業」の詳細及び四国地方整備局管内の採択事業者等については 別添資料をご確認下さい。

平成23年12月20日
四国地方整備局

<本件に関する問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局 建政部

計画・建設産業課 建設専門官 鈴木 等

電話 (087) 851-8061 (代表)

1. 「フロンティア事業」とは

「建設企業の連携によるフロンティア事業」は、建設企業が連携の強化を図り、技能者等を新規に雇用することにより、維持管理、エコ建築、耐震、リフォーム等の成長が見込まれる市場の開拓を図るための検討や試行的実施に必要な経費を助成（1連携体当たり上限1000万円）するものです。

平成23年2月15日（火）から2月28日（月）までの間、公募を行い、所定の審査を経て、91件の助成対象事業が選定されております。

2. 四国地方整備局管内の採択事業者

国土交通省四国地方整備局管内においては、下記の4連携体が助成対象事業として選定されております。

	応募事業名	連携体名	事業管理者
徳島県	地域循環型の農業改革！	地域循環農業研究会	有限会社伊庭建設
徳島県	都市圏を中心とした高齢者施設の供給ネットワークの確立	A-PAC, S（エイジング・ビジネス・パッケージ・ソリューション）	西野建設株式会社
徳島県	住まいのリフォーム評価システム	家づくりの会「徳島」	株式会社山田工務店
高知県	四万十の資源を活かした魅力ある「食・空間・観光」ビジネス創出事業	四万十の資源を活かした魅力ある「食・空間・観光」ビジネス創出プロジェクト	（株）西土佐建設

建設企業の連携によるフロンティア事業 助成金追加交付 募集要領

【受付期間】

平成24年1月12日（木）～1月20日（金）当日必着

- ・応募書類の提出期限は、厳守でお願いいたします。
- ・事前相談等は各地方整備局等にて随時受け付けます。

【受付先及び問い合わせ先】

各地方整備局等

平成23年12月
国土交通省
(財)建設業振興基金

1. 助成金追加交付の趣旨

建設企業が、連携の強化を図り、技能者等を新規に雇用することにより、維持管理、エコ建築、耐震、リフォーム等の成長が見込まれる市場の開拓を図る事業を支援する「建設企業の連携によるフロンティア事業（以下「フロンティア事業」という。）」をより効果的に進めるため、採択事業者の中で、特に、事業の熟度が高く、当初の事業計画以上に成果が上がり、他への波及効果が高いと見込まれる連携体について、その活動を支援することを目的に助成金の追加交付を実施します。

なお、追加交付の対象とする事業は、追加助成金により新たな取組が実施され、全体事業（助成金事業+自己負担事業）が拡大し、より一層、他への波及効果が高まると考えられる事業とします。

2. 応募要件

助成金追加交付に係る応募要件は以下の2点とします。

- ① フロンティア事業に採択された事業者のうち、助成金追加交付の応募申請時点（平成24年1月12日～1月20日）でフロンティア事業を実施していること。
- ② フロンティア事業を平成24年度（最長で平成24年12月末）まで実施する予定であること。

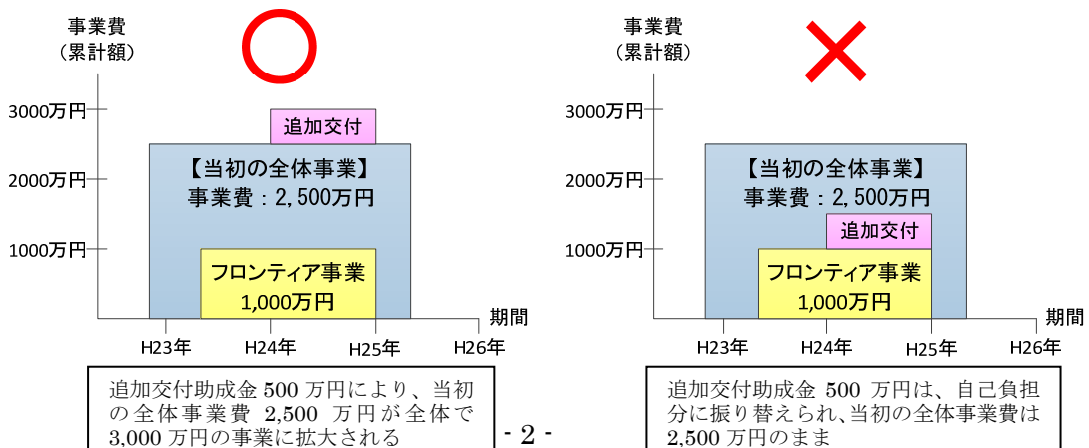
3. 助成の内容

3.1. 助成金の上限額

フロンティア事業で追加交付する助成金は、1連携体当たり500万円を限度額とし、助成対象経費の全額を助成します。※ 上限は30連携体までを想定

3.2. 助成金の対象事業

追加交付する助成金は、助成金により新たな取組がなされ全体事業が拡大する連携体に対して交付することを想定しています。全体事業のうち、当初は自己負担分としていた事業費を追加交付される助成金に振り替える場合は、追加交付の対象とはなりません。



3.3. 助成対象経費等

追加交付する助成金の対象とする経費は、当初の募集要領と同様です。

※1 各経費における標準単価等の取り決めについても、当初の募集要領と同様です。
詳細は「建設企業の連携によるフロンティア事業事務処理の手引き」の 15～18 ページを参照してください。

ただし、以下の経費についての助成対象経費総額とは、『追加交付される助成金額の総額』として取り扱います。

- 機械装置・工具導入費：実費（助成対象経費総額の 1/4 以内）
- 新規雇用費：実費（助成対象経費総額の 1/2 以内）
- 調査研究費：実費（助成対象経費総額の 1/4 以内）
- その他試行的実施費：実費（助成対象経費総額の 3/4 以内）

<留意点>

追加交付助成決定額が 480 万円の場合、機械装置としては 120 万円（480 万円×0.25）までが助成対象となります。なお、上記制限事項については、フロンティア事業採択時の交付決定額と今回の追加交付助成額は合算せず別枠にするとの考え方です。

※2 追加交付決定（平成 24 年 2 月末予定）以前に発生した経費は対象外となります

※3 追加助成金に関しては、経費の変更がないように十分に検討の上、申請してください。

4. 応募手続き

4.1. 募集期間

平成 24 年 1 月 12 日（木）～平成 24 年 1 月 20 日（金）**※当日必着**

※応募書類の提出期限は、厳守をお願いいたします。

4.2. 提出先

助成金追加交付に係る応募申請書は、事業管理者の所在地を所轄する地方整備局等に提出いただきます。詳細は以下のとおりです。

<応募書類の提出先>

名称及び担当課	所在地及び連絡先電話番号	所轄する都道府県名
北海道開発局 事業振興部 建設産業課	〒060-8511 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 第一合同庁舎 TEL 011-709-2311	北海道

東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日町9-15 TEL 022-225-2171	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
関東地方整備局 建政部 建設産業第一課	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 TEL 048-601-3151	茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都 神奈川県・長野県・山梨県
北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 TEL 025-370-6571	新潟県・富山県・石川県
中部地方整備局 建政部 建設産業課	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 TEL 052-953-8572	岐阜県・静岡県・愛知県 三重県
近畿地方整備局 建政部 建設産業課	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-4 4 大阪合同庁舎第1号館 TEL 06-6942-1141	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15 TEL 082-221-9231	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10 -7 福岡第2合同庁舎別館 TEL 092-471-6331	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL 098-866-0031	沖縄県

4.3. 提出書類

フロンティア事業の専用 Web サイトより『助成金追加交付申請書』を作成し（入力→出力→捺印）、必要な書類一式を取り纏め、正本1部、副本2部（コピー可）を事業管理者の所在地を管轄する地方整備局等あてに郵送にて提出してください。郵送の際には、応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で確認できる方法（簡易書留等）で申込みしてください。

また、郵送時は、「建設企業の連携によるフロンティア事業 助成金追加交付申請書在中」と封筒に朱書きしてください。

※必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

※提出書類等の返却は致しません。

フロンティア事業専用 Web サイト :

<https://www.yoi-kensetsu.com/frontier/login.php>

5. 審査及び選定

5.1. 審査・選定

- ① 地方整備局等において書類の形式的な確認（一次審査）を行います。
- ② 一次審査終了後、審査選定委員会で二次審査を行い、助成金追加交付対象事業の候補を決定します。
- ③ 審査選定委員会の選考結果に基づき、助成金追加交付対象事業を選定し、応募者にその旨通知します（選定結果は全員に通知します。）。

5.2. 審査内容

助成金の追加交付は、採択事業者の中で、特に、事業の熟度が高く、当初の事業計画以上の成果が上がり、他への波及効果が高いと見込まれる連携体に対して実施するものです。よって、追加配分の対象となる連携体は、「これまでの取組の評価」及び「追加助成金による事業計画の内容及びその効果」をもとに選定します。なお、審査に当たっては、追加交付される助成金により全体事業が拡大することを確認するとともに、新規雇用の追加の有無を考慮します。

具体的には、審査選定委員会では、応募内容について、以下の観点から審査を行います。

※ 審査の経過、審査の方法等に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

<これまでの取組の評価>

① 事業の進捗達成度

応募申請当初の事業計画と比較して、事業進捗が計画以上または計画どおり進んでいるかを審査します。また、遅れや変更がある場合には、その理由に合理性があるか否か、進捗の遅れ（課題）への対応（これまでの取組及び今後の予定）について審査します。

② 新規雇用者の採用状況

平成 23 年 12 月末時点における新規雇用者の採用状況（雇用人数や雇用開始時期等）を確認し、応募申請時に計画された雇用計画の達成度合いについて審査します。なお、審査に当たっては、当初の雇用計画以上の採用の有無も考慮します。

<追加助成金による事業計画の内容及びその効果>

③ 追加助成金の使用目的、効果

追加助成金の使途や使用目的が適正であり、フロンティア事業を進めるに当たって効果的であるかを審査します。なお、審査に当たっては、追加の新規雇用の有無も考慮します。

④ 事業化に向けての実現性

フロンティア事業として販売する財や提供するサービスの市場性、販路、広報周知策等の観点から、フロンティア事業の事業化に対する実現性について審査します。

また、本事業が他の建設企業等に対するモデル事業としての波及効果が高いか否か

についても併せて審査します。

5.3. 選定結果の公表

選定結果は、平成 24 年 2 月下旬を目途に、国土交通省から発表します。

6. 助成金の交付

審査の結果、追加交付が認められた連携体の事業管理者に対して、選定結果の通知時に、交付申請の手続きについてお知らせします。その内容に従い、交付申請等の手続きを行う必要があります。

追加交付助成金の支払い方法については、フロンティア事業採択時に各連携体を選択した支払方法が適用されます。支払方法（精算払・概算払）の変更は認められません。

6.1. 交付申請

交付申請は、(財)建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が定めた期間内に行って頂きます。具体的な手続きの方法、提出書類（積算に使用した見積書、パンフレット等）等については、追加交付の選定通知後、振興基金よりメール等にてご説明します。

6.2. 交付決定

事業管理者からの追加助成金の交付申請を受けて、振興基金では以下の事項等について審査し、助成金の追加交付決定を行います。交付決定の結果等については、交付規程に従って申請者に通知します。

- ・ 交付申請の内容が選定された事業内容に適合していること。
- ・ 事業の内容が、交付規程及び募集要領等の要件を満たしていること。
- ・ 助成対象経費には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。）の支給を受けている費用は含まないこと。

(フロンティア事業助成金追加交付申請書)

平成 年 月 日

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課
「建設企業の連携によるフロンティア事業」
担当者 殿

【応募者】

連携体名： _____

事業管理者名： _____

代表者役職： _____

代表者氏名： _____ 印

「建設企業の連携によるフロンティア事業」
助成金追加交付申請書

フロンティア事業に係る助成金追加交付の応募に当たって、下記の内容で申請いたします。

■申請内容

I. これまでのフロンティア事業の取組状況

※ 事業開始から平成23年12月末までの間のフロンティア事業の取組が対象となります。

1. フロンティア事業の応募申請時に提出した事業計画（別紙4 事業実施スケジュール）の進捗度合いについて下記より選択してください。事業計画が遅れている場合は、その理由と遅れへの対応（これまでの取組及び今後の予定）を記述してください。（平成23年12月末時点、新規雇用部分を除く）

また、応募申請時に提出した「別紙4の事業実施スケジュール」を12月末時点の進捗状況に修正したものを別紙で提出ください。（既に終了したものは青色の矢印に変更、新規に追加した項目については赤字で表記）

※下記より該当するものを一つ選んでください

- ①事業計画以上に進捗している
- ②事業計画どおりの進捗である

- ③ 一部の工程が事業計画より遅れている
④ 事業計画より遅れている
⑤ その他 ()
遅れている理由 :

遅れへの対応 :

2. フロンティア事業の応募申請時に提出した新規雇用計画の達成度合いについて、下記より選択してください。雇用計画が遅れており、現時点で雇用していない場合は、その理由を記述してください。(平成23年12月末時点)

※下記より該当するものを一つ選び、必要に応じ()内を記述してください。

- ① 雇用計画以上の雇用をしている、または雇用する予定である
(当初計画： 名 → 現在： 名)
② 雇用計画どおりに雇用している (当初計画： 名)
③ 現在雇用していないが、当初の計画どおりである
(採用予定数 名、採用予定時期 平成24年 月)
④ 若干の遅れ(2ヶ月以内)があったが、現在は雇用している (当初計画： 名)
⑤ かなり遅れたが(3ヶ月以上)、現在は雇用している (当初計画： 名)
⑥ 現在雇用しておらず、計画どおりに進んでいない
(採用予定数 名、採用予定時期 平成24年 月)
⑦ 雇用計画では複数の新規雇用を予定していたが、計画どおりに進んでいない
(採用予定数 名/雇用数 名)
・雇用数のうち、採用に若干の遅れ(2ヶ月以内)があったもの 名
・雇用数のうち、採用にかなりの遅れ(3ヶ月以上)があったもの 名
・採用に至らない数 名/採用予定 平成24年 月
⑧ その他 ()

雇用していない理由 :

4. 追加助成金の効果

事業化に向けての課題・障壁を記述し、追加の交付金によりそれらの課題等を解決するための方策と効果について具体的に記述してください。効果については、追加助成金によって当初の事業計画から何がどのように変わるのかを可能な限り、数値化して示してください。

また、追加助成金の効果について、プレゼンテーション資料（A4 用紙 1 ページ：様式自由）を提出してください。

● 課題・障壁

● 解決策

● 効果

5. 事業化に向けての実現性

フロンティア事業として販売する財や提供するサービスの市場性、販路、広報周知策等について具体的に記述してください。また、他の建設企業等に対するモデル事業としての波及効果についても記述してください。

● 市場性

● 販路、売り方（販売形態等）

● PR・周知方法

● 他社との差別化

● モデル事業としての波及効果

6. 追加助成金の経費明細

(単位：円)

助成対象経費	内 容	数 量	単 位	単 価	助成申請額
① 賃金、 研修費					
	小計	-			
② 旅費					
	小計	-			
③ 機械装 置・工具 導入費					
	小計	-			
④ 新規 雇用費					
	小計	-			
⑤ 調査 研究費					
	小計	-			
⑥ 販売 促進費					
	小計	-			
⑦ その他 試行的 実施費					
	小計	-			
⑧ 賃料 (リース 料、レンタ ル料)					
	小計	-			
⑨ 助成 対象事業に 直接必要な 諸経費					
	小計	-			
総計		-			